

各位

会社名 日本インシュレーション株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 吉井 智彦  
 (コード: 5368 東証スタンダード)  
 問合せ先 執行役員管理本部経営企画部部长 金子 一郎  
 (TEL. 06-6210-1250)

**創業110周年記念**  
**従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ**

当社は「創業110周年記念」として、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年12月2日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 51,000株（注1）
(3) 処分価額	1株につき 945円
(4) 処分価額の総額	48,195,000円
(5) 割当予定先	当社の従業員340名 51,000株
(6) その他	本自己株式処分については、割当予定先である従業員が交付を受けることとなる日の属する事業年度の経過後3月を超える期間、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出していません。

（注1）「処分する株式の種類及び株式数」は本制度の適用対象者となり得る最大人数である当社の従業員340名に対して、当社普通株式51,000株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものです。実際に処分する株式の数は、本制度に対する同意確認が終了した後に確定します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年4月19日開催の取締役会において、当社の従業員（以下「付与対象者」といいます。）に対して、当社の重要なステークホルダーである従業員の貢献に報いること、従業員のモチベーションの向上を図ること、及び、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度の概要は、以下のとおりです。

#### <本制度の概要>

付与対象者は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により付与対象者に対して発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける付与対象者に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各付与対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、当社の従業員340名に付与される金銭債権合計48,195,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金945円）、当社の普通株式51,000株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決定いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と付与対象者とは、個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

付与対象者は、2024年12月2日（払込期日）から2027年11月30日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

付与対象者が、2024年12月2日（払込期日）から2027年11月30日までの期間、継続して、当社の従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、付与対象者が、譲渡制限期間中に、雇用期間満了（定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間を含む。ただし、再雇用期間の途中で退職した場合は、その時点で満了したものとする）、死亡その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の従業員の地位を喪失した場合、当該地位を喪失した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座におい

て管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき付与対象者に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年9月6日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である945円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、付与対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上